

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊
(Distributed Secure Internet GateWay サービス)

第1章 総則

(適用)

第1条 Smart Data Platform サービス利用規約共通編(以下、「共通編」といいます。(https://ecl.ntt.com/kiyaku))第1条(本規約の目的)に規定する別冊として、当社はこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊により第2条に定める Distributed Secure Internet GateWay サービス(以下、「DSIGW サービス」といいます。)を提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
Distributed Secure Internet GateWay サービス (DSIGW サービス)	SDPF サービスの1つであって、当社のインターネット接続機能や付加機能を、オンデマンドにより提供するサービス
料金月	1の暦月の起算日(当社が DSIGW サービスに係る契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間

第2章 契約

(最低利用期間)

第3条 DSIGW サービスは、共通編10条(最低利用期間)に規定する最低利用期間はありません。

第3章 料金等

(料金の支払義務)

第4条 契約者は、その契約に基づいて当社が DSIGW サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、DSIGW サービスの提供を終了した日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。

(料金の計算方法)

第5条 共通編第21条(料金の計算方法等)第1項に規定する料金について、DSIGW サービスは、この別冊の料金表に基づき計算を行うこととします。

第4章 データの取扱い

(データに関する責任)

第6条

- 1 当社は、共通編第24条(データの取扱い)第1項のほか、DSIGW サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ(コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。)が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。
- 2 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

(データのバックアップ)

第7条 当社は、共通編第25条(データの利用)第3項のほか、契約者データ及び生成等データについて次のとおり取り扱いま

す。

- (1) 当社は、契約者データ及び生成等データのバックアップは行いません。
- (2) 当社は消去された契約者データ及び生成等データは修復しません。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者が DSIGW サービスに係る契約に基づき支払う料金を料金月に従って計算します。この場合、当社は協定世界時を用いて計算します。
- 2 1の料金月の料金は、その料金月に発生した利用料金を合算して請求します。
- 3 利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 5 別段の定めがない限り、当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により料金を支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2以上の料金月分の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 8 当社は料金について、契約者が希望する場合には、前受金に利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 9 本規約により支払を要するものと定められている料金額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。
上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下、同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 10 当社は、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注)当社は料金等の減免を行ったときは、契約者にその旨を通知します。

第1 利用料金の適用

- 1 DSIGW サービスに係る利用料金は、1の契約IDごとに DSIGW サービスに係る各メニューの料金の額を合算して適用します。
- 2 DSIGW サービスに係る利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において次表に掲げる算定方法、及び次表に掲載する料金表に基づき、メニューごとに算出されるものとします。

(1)算定方法

区分	内容
料金種別 月額定額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用時間に関わらず、月額定額料金とします。 2. 1の料金月において、メニューを変更した場合、その料金月に利用したメニューの料金を比較して、最も高い料金を月額料金として適用します。

(2)料金表

メニュー	利用料金(初期費)	利用料金(月額)
セル Small セル	無料	380,000 円 (税込み: 418,000 円)
Large セル	無料	554,000 円 (税込み: 609,400 円)

第2 メニューに係る提供条件等

- 1 当社は、DSIGW サービスにおいて次に掲げるメニューを提供します。

(1)提供条件等	
セル	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、DSIGW サービスにて利用可能なインターネット接続機能及び、プロキシ機能、セキュリティ機能(DSIGW ポータルまたは API 経由で本メニュー(当社が指定するものに限り)の管理が可能な機能をいいます。)を提供します。 2 本メニューはベストエフォート(当社が指定した帯域を伝送速度の最大値として設定するものであり、帯域を確保するものではありません。契約者が期待する帯域を下回る可能性があります。)で提供します。契約者は本メニューの利用にあたり、当社が指定した帯域種別に応じ、次のいずれかのメニューを選択するものとします。 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 Small セル 2.2 Large セル 3 契約者は、1のテナント(契約者が DSIGW サービス上で利用する各種リソースを管理する論理的な単位をいいます。)につき、最大 8 のセルグループ(本メニューを管理する論理的なグループ)を利用できるものとします。 4 契約者は、1のセルグループ(本メニューを管理する論理的なグループ)につき、最大 16 のセル(本メニューの Small セル/Large セル)を利用できるものとします。 5 契約者は、1のセルグループにつき、少なくとも 2 つ以上のセル(本メニューの Small セル/Large セル)を申し込む必要があります。1 つのセル(本メニューの Small セル/Large セル)のみを申込み、当社のサービス提供のために利用するサーバ及びネットワーク機器の障害、当社のメンテナンスが原因で、セル内の通信が利用できなくなった場合であっても、当社は責任を負わないことを契約者は了承するものとします。 6 契約者は本メニューの利用にあたり、契約者が指定する FIC-Router(Paired)(別冊(Flexible InterConnect サービス)で規定するものをいいます。)と本メニューを接続するために、Enterprise Cloud 2.0 接続(別冊(Flexible InterConnect サービス)で規定するものをいいます。)を申し込むことに同意するものとします。 7 契約者は、前項の Enterprise Cloud 2.0 接続の料金の支払を要することにあらかじめ同意します。 8 当社は、本メニューの機能に係るセル内の通信の品質の保証をしません。 9 DSIGW サービスは Palo Alto Networks, Inc (以下「パロアルト社」といいます。)のセキュリティライセンスを利用しています。 10 契約者は本メニューの利用にあたり、パロアルト社の発行する合意書(https://www.paloaltonetworks.com/content/dam/pan/en_US/assets/pdf/legal/palo-

	<p>alto-networks-end-user-license-agreement-eula.pdf)に同意するものとします。当該合意書に変更があった場合は、その変更された条件が適用されるものとします。なお、本規約と当該合意書に齟齬が生じる場合は、本規約の条件が優先して適用されるものとします。</p> <p>11 契約者は、パロアルト社のライセンスコードの導入について生じるすべての損害について、当社は責任を負わないことを契約者は了承するものとします。</p> <p>12 パロアルト社が提供する当該サービスの提供を中止又は停止する場合は、当社は、本メニューの提供を中止又は停止します。この場合、契約者は本メニューが利用できないことについて同意するものとします。</p> <p>13 パロアルト社が本メニューに係る料金(パロアルト社が当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、料金表に規定する利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。</p> <p>14 米ドル-日本円の為替レートが大きく変動した場合、当社は料金表に規定する利用料金を改定できるものとします。その利用料金の改定にあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。</p> <p>15 本メニューのサポートは当社が DSIGW サービスのサポートとして実施します。パロアルト社による直接サポートはありません。</p>
--	---